

## 公益財団法人練馬区環境まちづくり公社役員および評議員の報酬等ならびに費用弁償に関する規程

制定 平成 23 年 3 月 29 日 規程第 6 号

改正 平成 25 年 3 月 8 日 規程第 4 号

改正 平成 27 年 3 月 10 日 規程第 4 号

改正 平成 28 年 11 月 29 日 規程第 6 号

改正 平成 29 年 3 月 10 日 規程第 3 号

### (目的)

**第 1 条** この規程は、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社（以下「公社」という。）定款第 13 条および第 27 条の規定に基づき、役員および評議員の報酬等ならびに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

**第 2 条** この規程において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち公社を主たる勤務場所とし、週 3 日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 10 条の規定に基づき置かれた者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬の支給)

**第 3 条** 公社は、役員および評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、常勤理事が、公益的法人等への練馬区職員の派遣等に関する条例（平成 14 年 3 月練馬区条例第 2 号）に基づき練馬区から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の場合は、この限りでない。

- 2 常勤理事の報酬は月額とし、別表第 1 に定める 1 人当たりの月額および年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表第 2 に定める年度総額の範囲内で支給する。
- 4 評議員の報酬は、定款第 13 条に定める金額の範囲内で、評議員会への出席の都度、別表第 3 に基づき支給する。

### (賞与の支給等)

**第4条** 社は、常勤理事の職務遂行の対価として賞与を支給することができる。ただし、常勤理事が、派遣職員の場合は、この限りでない。

2 常勤理事の賞与の金額は、毎年の社会経済状況、社の業務状況および練馬区の再任用職員の期末手当および勤勉手当の受給状況等を勘案して、別表第1に定める年度総額のうち報酬部分を除いた総額の範囲内で、評議員会において決定する。

3 常勤理事の退職に当たっては、退職手当は支給しない。

**(報酬等の支給方法等)**

**第5条** 社に対する報酬等の支給日、支給方法および報酬等から控除する額等支給に関する詳細は、社社員給与規程に準ずるものとする。

**(費用弁償)**

**第6条** 社は、役員および評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は社社員給与規程に準ずるものとする。

3 役員および評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を社社員の旅費に関する規程に準じて支給することができる。

**(公表)**

**第7条** 社は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

**(改廃)**

**第8条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

**(補則)**

**第9条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

**附 則（平成23年3月29日評議員会決議）**

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

**附 則（平成25年3月8日評議員会決議）**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則（平成27年3月10日評議員会決議）**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（平成28年11月29日評議員会決議）**

この規程は、平成28年11月29日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 10 日評議員会決議）  
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

役職名	報酬月額（1 人当たり）	年度総額（1 人当たり、賞与を含む）
理事（常勤）	605,000 円	8,800,000 円

別表第 2（第 3 条関係）

役職名	報酬日額（1 人当たり）	年度総額（全員分）
理事（非常勤）	10,000 円	780,000 円
監事（非常勤）	10,000 円	200,000 円

別表第 3（第 3 条関係）

役職名	報酬日額（1 人当たり）	年度総額（全員分）
評議員（非常勤）	10,000 円	300,000 円